# 令和2年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和2年2月17日)

## 令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和2年2月10日(月)

○告示年月日 令和2年2月10日(月)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和2年2月17日(月) 午後2時00分

○閉 会 令和2年2月17日(月) 午後4時35分

○出席議員(13名)

1番	谷口	雄一	2番	長岡	一夫
3番	西山	幸千子	4番	河口	靖子
5番	大倉	博	7番	宮崎	睦子
8番	柚木	弘子	9番	吉岡	克弘
10番	杉岡	義信	11番	山本	和延
12番	廣尾	正男	13番	小西	啓
14番	三原	和久			

○欠 席 議 員(1名)

6番 岡田 勇

○会議録署名議員

5番 大倉 博

- ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名
  - 代表理事(精華町長) 杉浦 正省 理事(木津川市長) 河井 規子 理事(和東町長) 堀 忠雄 理事(南山城村長) 平沼 和彦 会計管理者(精華町会計管理者) 俵谷 浩二

7番 宮崎 睦子

○欠 席 理 事(1名)理事(笠置町長) 西村 典夫

#### ○事務局職員出席者

事務局長 福田 全克 次長 國子 慶順

主査 南山 新治

### ○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第1号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 第 4 議案第1号 相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条 例の制定について
- 第 5 議案第2号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について
- 第 6 議案第3号 令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号) について
- 第 7 議案第4号 令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補 正予算(第1号)について
- 第 8 議案第5号 令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 9 議案第6号 令和2年度楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算 について

#### 令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和2年2月17日(月) 大谷処理場 会議室

(午後2時00分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。寒い中、御参集いただきましてまことにありがとうご ざいます。

本日の会議に欠席の通告議員は、岡田議員であります。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

また、広報用として、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事の精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきました ところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かと大変御多用の中、御出席を賜 りまことにありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、 改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、日本経済の先行きは当面、海外経済の減速の影響が残るものの、景気の拡大基調が続くと見られていますものの、新型コロナウイルスの流行による大きな影響も懸念されております。

御承知のとおり、現在、国会では一般会計の総額が102兆6,000億円余りに上る来年度予算案が審議されております。

令和2年度の予算のうち地方交付税交付金等は総額で1,758億円減となり、私たち地方自治体を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続いております。

また、構成市町村の財政は社会福祉関係経費の増加等により、引き続き非常に厳しい 状況が続いております。このような中、財源の約64%が構成市町村の分担金である本 組合といたしましては、事務の効率化を図りながら効果的な組合運営を目指し、積極的 なコスト削減を図る一方、し尿処理事業を中心に消費生活センターや休日応急診療所の 運営など住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

特に、令和元年度から2か年で国の循環型社会形成推進交付金を活用し、大谷処理場

基幹的設備改良工事を日常の運転管理に影響のないように円滑に進めていくことが必要であります。

それではここで、昨年11月12日に開催いたしました定例議会以降の本組合の主な 取り組みについて6点報告を申し上げます。

1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗等によりまして、年々減少しておりますが、令和元年12月末現在で、し尿は前年比6.5%の減、浄化槽汚泥は前年比6.9%の減で、全体で6.7%の減となっており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた処置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございます。

本年度の施設処理及び運転管理は、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運 転管理が行われ、予定している修繕工事も全て終了しております。

次に、大谷処理場基幹的設備改良事業でございます。昨年12月に現場事務所を設置し、今月から電気設備工事が開始しました。本年度の出来高は、受変電盤、制御盤の工場製作であり、3月24日及び30日に工場検査を予定しており、令和元年度末での計画出来高は23%となっております。なお、工事はゴールデンウイークから本格化をいたします。

2点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。令和元年12月末現在での相談件数につきましては、520件、1日平均2.9件の相談であります。前年度と比較しますと56件、12.1%の増加となっております。

相談内容は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向でございまして、一番多い相談は、架空請求はがきなどの「商品一般」で63件、続いて、スマートフォンの架空請求など「放送コンテンツ等」で43件、3番目は、債権回収や不審電話など「相談その他」で37件となっております。

また、当センター相談員が地域に出向き「消費生活出前講座」を本年3月まで計25回、627人の方々を対象に実施する予定であり、学校への出前授業につきましては本年3月までに、小学校は3校8クラス220人、中学校は2校9クラス319人、合わせて5校539人を対象に実施する予定でございます。

見守りネットワークへの支援といたしましては、和東町民生児童委員協議会に、これまで4月、7月、10月の計3回、消費者被害の事例に関する情報提供を行いました。

最後に本年度も昨年度に引き続き、各市町村の11月から12月にかけてのまつり等

のイベントに本センターのブースを出展し、「消費者クイズ」の実施とあわせ、本センターのPRを行いました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。令和元年12月末現在での受診者数は681人で、1日当たりの受診者数は平均しますと12.4人でありました。年末年始の受診者数は12月下旬からインフルエンザが流行したことを受け、6日間で184人、1日当たり平均約30人が受診され、昨年度の平均約30人と同数でございました。また、京都府は12月18日にインフルエンザの感染が拡大しているとして、府内全域に注意報レベルを超過したと発表されました。

本診療所においてもインフルエンザの受診者が多く12月22日から2月11日までの14診療日で受診者数が375人のうち165人がインフルエンザ患者でありました。

4点目は「相楽会館」についてでございます。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、令和元年12月末現在の実績は18件、1,756人の利用でありました。

5点目でございますが、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」についてであります。

事業といたしましてはホームページにより、本組合が保有します情報を発信しております。

また、「第27回相楽の文化を創るつどい」につきましては、1月26日、日曜日に 南山城村文化会館「やまなみホール」で御来場約200人の参加のもと開催され、12 団体115人の出演による舞台発表が行われました。

次に、「お茶の京都」を活用した広域観光事業につきましては、「お茶の京都」広域 観光事業推進交付金交付要綱に基づき、3月末までに5市町村に交付金総額300万円 を交付する予定でございます。

最後に6点目でございますが、「広域圏事業の今後のあり方検討会」についてでございます。1月16日に第1回会議を開催し、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には精華町企画調整課長が、副委員長には木津川市財政課長が選出されました。また、今後の進め方といたしまして本組合の共同処理事務について、構成市町村からの意見を集約するために各市町村においてシートに「現状及び課題」と「今後の方向性」を記入いただき、3月中旬までに事務局あて提出され、それらの意見集約した結果を踏まえ、第2回会議を令和2年4月に開催する予定でございます。

今後10月までに報告書案を取りまとめる予定でございます。

以上が今日までの経過でございます。

さて、今定例会に提案いたします議案は、令和2年度一般会計予算及び特別会計予算 など、7件であります。

以上、報告を申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ど

うかよろしくお願い申し上げます。

○議長ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第128条の規定により、5番大倉博議員、7番宮崎睦子議員を指名します。 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月6日開催の議会運営委員会において、本日1日間とする ことで決定されておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、よって本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。 日程第3、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題と します。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任 についてを提案させていただきます。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9 条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

御提案させていただく方は、森脇美隆様でございます。住所と生年月日等につきましては、記載のとおりでございます。

令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

地方公務員法第9条の2第1項の規定による公平委員会の委員のうち、森脇美隆委員の任期が本年3月27日に満了するので、同委員を再任するため同条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、原案に御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の提案が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑の回数につきましては、会規規則第55条に「質疑は同一議員につき同一 議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願 いいたします。

質疑ありませんか。

西山議員、どうぞ。

○西山議員 すみません、確認という形になります。

参考資料のほうで見させていただきました。森脇さんの任期が11月から始まって3月に、多分これは引き継ぎだとは思うんですけれども、私この時期にいなかったのでそこの違いを確認させていただきたい、それと、この方の任期は2年ということでよろしかったですか。この後、何年というのがわからなかったのでそこの部分を確認させてください。

- ○議長 答弁を求めます。事務局長、どうぞ。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。
  - 3番西山議員の御質問でございます。

今回提案させていただきます森脇委員の任期の件でございます。

参考資料にありますとおり、任期につきましては平成 30 年 11 月 20 日から令和 2 年 3 月 27 日の約 1 年半でございましたが、この方の前任の方、村城委員が平成 30 年 の途中で体調不良により 3 月末に退任されまして、その間不在期間がございまして 11 月議会に提案させていただいた関係もございましたので、今回 1 年半で 1 期目が終わるということになります。新たに今回同意をいただきましたら、森脇委員の任期につきましては、 3 月 2 8 日から地方公務員法の規定に基づきまして 4 年間お世話になることになります。以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についての採決をします。 採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第4、議案第1号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例 の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案の理由を求めます。

杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第1号の提案をさせていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について。

相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を別添のとおり定めます。 令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、新たな一般職 非常勤職員である会計年度任用職員制度を設けるとともに、会計年度任用職員に対する 給与その他処遇について定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますのでよろしく御審議の上、 原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例 の制定についての補足説明を申し上げます。

先ほど、代表理事の提案理由でもございましたが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行によりまして、本年4月から会計年度任用職員制度が始まることとなったものでございます。

現在、当組合において任用、また雇用する嘱託職員及び臨時職員の報酬、賃金、勤務時間、その他勤務条件など、必要な事項は、それぞれ「相楽郡広域事務組合嘱託職員取扱規則」並びに「相楽郡広域事務組合臨時職員取扱規則」により定めておりますが、嘱託職員及び臨時職員の全員が一般職非常勤職員の会計年度任用職員に移行することとなります。

これに伴いまして、地方公務員法、地方自治法が適用されることとなるため、給与及 び費用弁償に関し条例で定める必要が生じて参ったものでございます。

また、会計年度任用職員が分限・懲戒の対象となることから、関係条例の改正が必要となり、この条例の附則において一部改正を行うものでございます。

会計年度任用職員制度につきましては、一定の方針について示されたマニュアル、通

知等国からなされておりますが、細かな勤務条件、支給内容については各自治体の実態により判断することとされており、準則等は示されておりませんことから、当組合におきましては、木津川市で制定された条例並びに中部消防組合で制定予定の条例に倣い立案いたしました。

それでは、主な制定内容について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

条文は全15条の構成となっております。

第1条、趣旨でございます。地方公務員法第22条の2第1項の規定する会計年度任 用職員の給与、勤務条件、その他必要な事項を定めるものでございます。

第2条、職務では、会計年度任用職員の給料表、級別基準職務表を定めております。

第3条で勤務時間等、第4条で休暇の種別、2ページに移っていただきまして、第5条から3ページの第9条にかけて、報酬、費用弁償、給料等、期末手当、その他の給与に関する事項を定めております。

また第13条では、支給方法を定めております。4ページの第15条、委任といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は条例施行規則を設けまして、条例と同日に施行いたします。

附則でございます。

附則の第1条、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

附則第2条で、準備行為を定めております。

なお、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に伴いまして、附則第3条から附則第6条に関係条例の整備といたしまして、それぞれ一部改正を 行っております。

関係条例の一部改正の内容につきましては、10ページから12ページに新旧対照表 をつけておりますので、そちらをごらんください。

また、議案第1号参考資料として事前に配付しております資料にもございますとおり、現行の特別職非常勤職員の嘱託職員3人と一般職の臨時的任用職員19人を全員、一般職非常勤職員の会計年度任用職員に移行することとなり、移行後の本組合の会計年度任用職員の職種ですが、消費生活相談員3人、事務補助職員2人、看護師15人、休日応急診療所管理事務職員2人の計22人でございます。

当組合の会計年度任用職員の給料表への格付及び報酬につきましては、消費生活相談員は京都府消費生活安全センターの消費生活相談員を参考にし、事務補助職員は木津川市の事務補助職員を参考に、原則、現職の事務補助職員を1級に、消費生活相談員を2級の職に分類し、地域手当を含めまして現給及び京都府最低賃金を下回らない号給に格付を行っております。これらの職種は、月額の支給とし、休日応急診療所管理事務職員

及び看護師は時間額の支給といたします。

具体的な報酬の額につきましては、消費生活相談員は、条例第2条、別表第1給料表、 7ページでございます。 7ページ2行目の2級52号給、25万1,000円に位置づけをさせていただいておりまして、これは週5日勤務の額になりますので現在の消費生活相談員のうち、相談を担当しております2名の相談員は週4日勤務になります。この者は月額20万1,200円。それから、教育・啓発担当の消費生活相談員は、週3日勤務となり、15万900円といたします。

また、事務補助職員は、5ページに戻っていただきまして、給料表1級1号給、14万4,100円、これに位置づけております。これも、週5日の額になりますので、現在は週4日の者が1人。この者は月額10万4,200円。週3日勤務の者は、7万8,100円となります。この額にそれぞれ地域手当6%と通勤手当を加算して支給する予定になっております。さらには、期末手当としまして年間2.6月分を支給しますが、職員の給与条例第17条第2項の規定に基づきまして、令和2年度は6月支給分1.3月分の100分の30、12月分は1.3月分となり、令和2年度につきましては計1.69月分を支給する予定でございます。

また、休日応急診療所管理事務職員及び看護師につきましては、条例第9条、給与等の特例に規定する「任命権者が別に定める」ものとして、本日お配りしました議案第1号参考資料の「相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則案」第22条の給与等の特例、別表第7に規定しておりますが、現行のとおりの時間額で支給をし、その額は休日応急診療所管理事務は平常休日1,100円、ゴールデンウイークは1,250円、年末年始は1,500円とし、看護師は平常休日は2,400円、ゴールデンウイークは3,000円、年末年始は3,600円としております。

なお、特定の日にしか勤務を要しない、これら休日応急診療所の事務職員と看護師に つきましては、通勤手当は支給をしますが、地域手当及び期末手当の支給は考えており ません。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。柚木議員、どうぞ。

○柚木議員 柚木です。細かいことなのですが、わからないので教えていただきたいのですが、その書類にあります6ページの真ん中あたりの第3条の4ですが、任用期間のことです。3年を超えない範囲内とあるのは、任命権者が定める任期が範囲内とするとありますので、例えば3年を超えても本人が合意した場合、相当の期間、継続して任用されるという意味でしょうかということと、もう一つあるのですが、賃金のことです。

月給ではないほうの賃金の人ですけれども、先ほど木津川市の例に倣うということで京都府の最低賃金を下回らないというふうにお聞きしましたが、例えば、1級1号給の人、一番低い人ですね、その人でもここにある計算方法で計算して最低賃金は上回っているということでしょうか。

- ○議長 答弁を求めます。事務局長、どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長でございます。
  - 8番の柚木議員の御質問、2問でございます。
  - 1問目が資料の4ページの附則第3条第4項のところでございますね。

附則第3条第4項の部分につきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ということで、法の第22条第2項第1項に規定する会計年度任用職員については、第1項の規定する適用については、3年を超えないとあるのは任命権者の定める期間の範囲内ということで、これは急病、病気によるお休みの関係になりまして、常勤職員であれば任期が、定年がありますが任期は定めていませんので、3年間は病気休暇が認められます。会計年度任用職員といいますのは、基本的には4月1日から翌年の3月31日の1会計年度で雇われる職員となりますので、このような3年間というようなものはないということですので、今回、任命権者が定める任期の範囲内というふうになるわけでございます。

それから、最低賃金の問題は、次長から答弁します。

- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 柚木議員の2問目の質問にお答えいたします。最低賃金を下回らないかということでございますが、1級1号級に位置づけているものにつきましては14万4、100円、月額、これ週5日勤務でございます。これを162.75で割り戻す、条例の規定にございますが、条例でいきますとお手元の2ページ、第5条、ここで仮にこの第5条の第3項を用いまして、基準月額を162.75で除した額ということで、その額で10円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて得た額ということで、14万4、100円を162.75で割り戻しますと885円ということで、10円未満切り上げで890円。最低賃金は909円でございますけれども、890円に対しまして地域手当6%を乗じて得た額ということでございますので、943円ということでございますので最低賃金を上回っているということで最低賃金は確保しているということと、加えて言うならば、現行の臨時職員取扱規則で920円、時間額ということで規定してございますので現給保障のほうもさせていただいているということでございます。以上でございます。
- ○議長 柚木議員、どうぞ。
- 〇柚木議員 私も、最低賃金の件ですが、私にもちょっと計算して、今、御説明いた

だきましたとおりでした。地域手当は加わるということで了解しました。ありがとうご ざいました。

- ○議長 ほかに。西山議員どうぞ。
- ○西山議員 すいません、まだ賃金と同じような質問になりますけど、ふと私条例を見ていときに3ページの第12条、勤務時間当たりの時給を給料等の額というところ、ここで計算が合わなかったんです。先ほどの最低賃金との兼ね合いで言いましたら、第5条のほうで計算されているんですが、この第11条の場合というのはどのような関係になるのか説明いただけたらありがたいです。
- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 ただ今西山議員の質問に対して答弁いたします。

第12条の勤務1時間当たりの給料等の額の算出につきましては、時間外勤務手当を 我々職員でも支給いただきますけれども、時間外勤務手当を積算するときの1時間当た りの金額の算出に用いる金額ということでございます。以上でございます。

○議長ほかに。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、 令和元年8月7日に人事院勧告がなされ、同年11月15日に給与法改正案が成立され ました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に本 給及び期末勤勉手当等を改正する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するもの でございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のと おり御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第2号、相楽郡広域事務組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例について、補足の説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の内容につきましては、民間給与との格差0.09%を埋めるため、初任給及び30歳代半ばまでの若年層の給与月額を引き上げ、特に1級の高卒初任給を1,800円、大卒初任給を1,500円引き上げを行います。

賞与につきましても、民間の支給割合に合わせまして4.45月分から4.5月分に変更。住居手当におきましても、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円といたすものでございます。

また、手当額が2, 000円を超える、減額となる職員につきましては、1年間の経過措置を行います。

以上のとおり、当組合におきましても、国と同様給与改正を実施するものでございます。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

改正内容につきましては、まず第1条関係では、別表の第2、第3条関係の給与表の 給与月額を改定いたします。当組合の職員の対象者は3人でございますが、今回の改正 による対象職員はおりません。

次に、第18条、期末手当でございますが、12月期の勤勉手当の支給額を100分の97.5といたします。

続いて5ページに飛んでいただきまして、第2条関係では、第10条、住居手当の額の改定となります。対象者は1人です。

次に、第18条、勤勉手当の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を100分の 95といたします。

6ページに移っていただきまして、附則でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の条例は 平成31年4月1日に遡及して適用を行うものとし、第2条の規定は令和2年4月1日 から施行するものでございます。

以上、議案第2号の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

西山議員どうぞ。

○西山議員 すいません。2つですが、給料表の改定なんですけれども、先ほどの議案で言いましたら、給料表のほうがこの議案の2号のほうで言うと、11ページで言ったらわかりやすいですか、改正前の額になっていると思うんです。私も気づくのが遅かったので確認はしてなかったんですが、今回は改正後の部分は今度の4月からということで、先ほどの会計年度任用職員の部分で給料を基準とするのが木津川市の給料表でという形で、その額が今回で言えば改正前の額なんです。号給で言えば11から30までが旧の体系になっていて、31からが新の体系になっている。そこが疑問に思ったので、戻ってしまう話になるかもしれませんが、そこの違いを教えていただきたいのが一つ。

それと、もう一つは、住居手当に関しては該当される方がお一人ということなんですが、木津川市で言えば手取りの額が下がる方もちょっといらっしゃったというところが複数いらっしゃるのでそういうのがあったんですが、それには当てはまらない。言うたら、減にならないのかなというところの部分を確認したいです。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 はい、議長。3番、西山議員の御質問2問でございます。

1問目は、今回提案させていただきますのは、職員、つまり、常勤職員の給料改正ということになりまして、先ほどは会計年度任用職員ということになりますけれども、今回、この11ページの新旧表で見ていただいても旧の1-1号給は14万4,100円、今回人事院勧告に基づきまして1級1号給は14万6,100円ということで、2,000円の改正がなされておりますけれども、先ほどの第1号議案での部分につきましては、旧の給料表ですね、これを会計年度任用職員の令和2年4月からの給料に当てはめるということでさせていただいておりますけれども、国の通達等を見させていただきましても、会計年度任用職員につきましては、必ずしも人勧を反映する必要性はないとい

うふうにそういう通達も来ておりましたけれども、今回、各市町村の会計年度の号給等もまた調査もさせていただかないけませんけれども、先ほど國子次長の説明がありましたとおり、柚木議員の御質問もありましたとおり、4月以降の額も現状よりも上回っておりますし、京都府の最低賃金も上回っておりますことから、旧の給料表で行きましても現状、現給保障、また最低賃金も上回っていることからこのまま提案させていただいたところでございます。

2問目でございますけれども、住居手当の2,000円以上下がる額の特例の部分でございますけれども、該当職員はおりません。以上でございます。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第2号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について、 令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)を別添のとおり定めます。 令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,307万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,592万4,

000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、分担金で2,366万6,000円の減、負担金で178万1,000円の減、手数料で162万4,000円の減、国庫補助金を254万8,000円の増、府補助金で37万7,000円の減、繰越金を182万4,000円の増となっております。

次に、歳出では、総務管理費を29万1,000円の増、保健衛生費では589万9,000円の減、清掃費では1,670万3,000円の減、商工費で3,000円の減、 予備費で76万2,000円の減となっております。

以上、令和元年度一般会計補正予算(第2号)の概要を申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、御可決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。 次長どうぞ。
- ○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第3号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号) についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に年度末での執行見込みに伴います関係科目での 更正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明を申し上げますので、予算書につきましては8ページを、こちらの補正予算の附属資料、こちらについては補正内容の事業ごとでの内容をまとめておりますのでこちらは1ページのほうをあわせてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共 通費につきましては、29万1,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載しておりますとおり、1点目は先ほど議案第2号で御可決賜りました給与条例の改正に伴います職員給与に係る職員手当等、共済費の増額が7万1,000円、2点目といたしまして、財務会計等電算保守業務委託料22万円の増額でございます。

次に1ページ下段の、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、589万9,000円の減額補正でございます。

これは、次の議案第4号で提案させていただきます、特別会計補正予算におきまして、 補正する内容に伴います一般会計からの操出金の減額でございます。

続きまして、予算書につきましては8ページの下段、9ページでございます。附属資料は2ページのほうに移っていただきまして、上段の、衛生費、清掃費、し尿処理費の

し尿収集運搬経費につきましては、178万3,000円の減額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載しておりますとおり、まず1点目といたしまして、し尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる減額が178万1, 000円、2点目が、バス借上料3万5, 000円の減額、3点目がし尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる増額が3万3, 000円でございます。

なお、特定財源といたしまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み178万1,00円の充当減がございます。

次に附属資料2ページ下段の、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては71万3,000円の減額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、大谷処理場運転維持管理業務 委託料で70万3,000円の減、執行見込みによる減額分でございます。2点目が、 京都府廃棄物処理対策協議会の解散に伴いまして、負担金で1万円の減、こちらも執行 見込みによる減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、浄化槽汚泥投入手数料の実績見込み162万4,00円の充当減がございます。

次に、附属資料は、3ページ上段に移りまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷 処理場大規模改修経費につきましては、1,420万7,000円の減額補正でござい ます。

これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、基幹的設備改良工事施工管理業務委託料分で632万5,000円の減、執行見込みによる減額分でございます。2点目が、基幹的設備改良工事費分で788万2,000円の減、こちらも執行見込みによる減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、循環型社会形成推進交付金254万8,000円の 増がございます。

予算書は10ページ下段からでございます。附属資料は3ページ下段の、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費につきましては、3,000円の減額でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が消費生活相談事業関係経費といたしまして、旅費で1万8,000円の増、負担金で6,000円の減でございます。 2点目が、消費者教育・啓発事業関係経費で、報償費で1万5,000円の減でございます。 ます。

これらの補正につきましては、京都府消費者行政活性化事業費補助金の交付決定に伴います財源更正及び事業費の組替が主な内容でございます。

なお、特定財源といたしまして、京都府消費者行政活性化事業費補助金の充当減がご

ざいます。

次に、附属資料4ページに移りまして、予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、76万2,000円の減額補正でございます。

これは年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございまして、その他の不用額や財源の変動などとあわせまして、分担金の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、今度は予算書のほうの6ページをお開 きいただきたいと思います。予算書6ページでございます。

歳入では、先ほど説明いたしました歳出のそれぞれの財源といたしまして、分担金から7ページの繰越金まで所要の補正を行うものでございます。

特に、6ページ、最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを本来の基礎数値に置きかえますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせまして分担金の算定がえを行ったものでございます。

なお、予算書、最後の11ページ、それから12ページでございますけれども、こちらには先ほど説明いたしました今回の分担金補正の算出内訳を添付してございますので、後ほど参考にごらんいただければと存じます。以上、議案第3号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についてを 採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第3号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏進行事業特別会計補正

予算(第1号)についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。 杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)について。

令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)を別添の とおり定めます。

令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 11万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,148万4,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では、財産収入で34万円の減、休日応急診療所収入で533万4,000円の減、繰入金を27万6,000円の増、繰越金を528万2,000円の増となっております。

次に、歳出では、衛生費で11万6,000円の減となっております。

以上、令和元年度特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

提案の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが、これより補足の説明を求めます。 事務局どうぞ。
- ○國子次長はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第4号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正 予算(第1号)についての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込みに伴います、関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は8ページを、附属資料は5ページをお開きください。

まず、附属資料5ページ上段の、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所 運営経費につきましては、財源更正に伴います補正でございます。

これは、年度末までの受診者数の予測を踏まえまして、特定財源であります診療報酬収入を56万5,000円増額いたしまして、その分一般財源を同額減額するもので、

この一般財源の減額分につきましては、市町村分担金の減額の財源となるものでございます。

次に、附属資料は5ページ下段の、衛生費、衛生費、休日応急診療費予備費の休日応 急診療所運営予備費につきましては、11万6,000円の減額補正でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、利子及び配当金の減額、その減額に伴いましてふるさと市町村圏振興事業 基金繰入金の増、それから先ほど説明いたしました歳出の財源といたしましての診療報 酬収入、一般会計繰入金及び繰越金の所要の補正を行うものでございます。

以上、議案第4号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員どうぞ。

- ○西山議員 休日応急診療所のことなんですけれども、年度末にかけて実態に合わせての減額ということだったんですけれども、今、最初に代表理事の挨拶の中でおっしゃったように新型コロナウイルスの蔓延ということになってきています。一般のインフルエンザは終息に向けて行っている部分もありますけれども、そういったところの部分で3月までとか、3月までですね、ここへばあっと増えてくることも考えられるのかなというふうに、この先どうなるかが見えづらいんですけど、そういった中で予備費とかも最低限ということにしましたけども、そこの部分は大丈夫なのかというのが懸念される部分なのでそこの御説明をいただきたいのと、この新型コロナウイルスの部分で診療所がどういう位置づけになってとかということを、今後、府とか国とかも密な連絡とかも必要にはなってくると思っています。そこの部分、補正ではないですが、年度内また次は新年度という形になりますけれども、そこの説明をいただけたらと思います。お願いします。
- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長でございます。

3番の西山議員の、後のほうの質問を私のほうで答えさせていただきます。

新型コロナウイルスにつきましては、毎日、新聞、テレビ等で報道されておりまして、 私も今朝、各市町村のホームページを確認させていただきますと、木津川市でありまし たら対策本部を、また精華町でも電話で聞きますと、ホームページには上がっていませ んが対策本部を設置され、ほかの町村につきましてもトップページに新型コロナウイル スの対策が載っておりました。

私ども、休日応急診療所の事業につきましてもかなり心配をしているのが正直なとこ ろでございます。当診療所におきましても、まず第一報、連絡をいただいたのが、1月 29日の水曜日に山城南保健所のほうから情報提供をいただきました。その内容は、山 城南医療圏の各医師会の先生方にメーリングリスト並びにファクス等で通知をされた内 容の情報提供をいただきました。その後、そういったガイドライン等、2月に入りまし ても2月4日、5日、13日と計4回、山城南保健所のほうから情報提供をいただいて おりますので、そういった情報を常に関係スタッフとも情報を共有し、その対策をとっ ているところでございますけれども、具体的には、先ほど西山議員の御心配の、そうい ったコロナ関係の方が休日診療所に殺到するんではないかとか、また、休日診療所の運 営体制、こちらのほうもまだ、今現在では特にこれといって対策はとっておりませんの で、本日の新聞報道等を見ましても、まだ国におきましても、新型コロナウイルスの関 係でいきますと、感染症の対応ということで国民の皆様へのメッセージ当たりで、現在 流行が認められている状況ではないという認識の中で、一人一人の対策をとってほしい ということと、あと、多くの方が集まるイベント等の行事にはそれぞれアルコール消毒 等を設置するなりの可能な範囲での対応をお願いしたいというようなメッセージがある 中で、休日応急診療所につきましては、疑いのある患者が来られた場合は保健所に連絡 をし、山城南保健所から山城総合医療センターのほうに受診のお願いをされるというよ うな流れの通知をいただいておりますので、当面は、この流れで考えております。しか し、中国等に渡航歴のない方が全国では和歌山も初め、出始めている今、報道にもあり ますので、ここ1日、2日で国のほうもガイドラインが示されると思いますので、そう いうようなガイドラインに従いまして、適切に対応してまいりたいと思っております。 補足につきましては、次長からさせます。

- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 西山議員の1問目の質問でございますけれども、そういうコロナがいろいろとはやっている中で予備費を必要最小限に落としているから大丈夫かということの内容の質問だと理解してございます。このことにつきましては、この運営経費につきましては、このふるさと市町村圏特別会計で予算措置をしているものでございまして、現行の本組合の相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例という条例がございまして、そこにその休日診療所を立ち上げるときに弾力条項を設定しようということで弾力条項を設定してございます。

この条例の第3条の弾力条項ということでございますので、いわゆる収入の範囲内で 支出ができるというのが弾力条項でございますので、仮に患者さんが増えて診療報酬収 入が多く入ってくるという見込みがあれば、その範囲内で歳出のほうも支出できるとい うことでまさに弾力的な対応をするものと。その結果については直近の議会で報告をするというような流れになっているものでございますので、通常の予備費部分は落としますけども、一通りの対応は弾力条項の適応で対応するということでございます。以上でございます。

- ○議長 西山議員どうぞ。
- ○西山議員 1つ目の部分は後で、この予算のところでいろいろな話をさせていただ きたいと思います。

私も来る直前までニュースを見ていましたけれども、国も一定の方向を発表していき たいということは言っていますが、現時点ではもう既に渡航歴とかそういうのを飛び越 えて蔓延してきているということと、あと症状が出ない人から移っているということも わかっています。

休日診療所の場合は、休みのときに通常のお医者さんへ行けなくて、救急車を呼ぶほどじゃないけど熱があったりとかということなので、実際には熱があって、例えば普通の、御自身でこれはインフルエンザというよりもと不安になったときはまず電話をされて、そこで判断をしてもらえるから全部が全部来るということは少ないかもしれないですが、症状が軽い方とかいうのはあるということで本当に今わからない状態なので、そこの部分がすごく心配です。だから、医師会の方ともきちっといろいろな部分で協力していただかないといけないかなと思っています。

予算の分というか、予備費の分というのは弾力的なということになっていますので、 そこはあと今日でもう2月の半ばですし、1カ月半ぐらいのことですので、これで行け るのかなというのは思いますが、またそれは後でまた議会で認定という形にしたらいい かなとは思いますが、いろいろな部分で弾力的にというか臨機応変にやっていただかな いといけないなと思いますので、これは期待するという形でお願いしておきます。

- ○議長 ほかに。宮崎議員どうぞ。
- ○宮崎議員 関連なんですけれども、後ほど予算のところでお話ししたいなと思っていたところでもあるんですけれども、やはり、先ほど西山議員がおっしゃったように、新型コロナウイルスのそちらのほうも感染が広がっているということ大変大きな問題だと思っていまして、特にこの休日応急診療所のほうは最前線になりますのでそういったところでいろいろな設備を整えていかなければいけないんじゃないかなというふうになります。また、医療従事者のみならず事務局のほうとしましても危険なことでもありますので、そういった意味での防御に対する、例えば服装であったりとか、ゴーグルであったりとか、そういった形での対策はどの程度考えているかをお伺いしたいと思います。
- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 ただいまの宮崎議員の質問にお答えいたします。

当然、コロナウイルスの関係で従事する者の対策というもの一番重要ではございます。 医療スタッフにつきましては、毎回、朝礼の場で、新型コロナウイルスの今の保健所さんとか死亡とかの情報を共有するということで朝礼で徹底をしておりますし、当然マスクの着用、手洗い、それからアルコール消毒の徹底というのはしているところでございます。

最終的に管理事務職員が帰るときにアルコール消毒をして、ドアノブなどの持つところを中心にして消毒して帰るというようなことを本年度から実施しているということでございますし、我々職員につきましても手洗い、それからアルコール消毒、マスク着用というものを引き続き続けていくということで対策を講じていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

- ○議長 宮崎議員どうぞ。
- ○宮崎議員 いろいろニュースとか見ていますと、医療従事者、それに伴う事務職の 方々の感染も広がっているということでございますので、どうぞ皆様しっかりとその辺 考慮していただきまして、取り組みを進めていただきたいと思います。
- ○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって議案第4号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第1号) については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題 とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。 議案第5号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。 令和2年度、相楽郡広域事務組合一般会計予算を、別添のとおり定めます。

令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和2年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を 踏まえ、歳出を厳しく精査いたしました。

また各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには全体を統括し調整するために、企画担当課長による広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,200万円といたして おります。前年度比較では、4億8,300万円、100.8%の大幅な増となりまし た。

歳入歳出の主な内容につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金は6億7,258万9,000円で、歳入総額の約70%を占めております。その内訳としましては、分担金は6億1,274万9,00円、負担金は5,984万円であります。

一方、使用料及び手数料は1,580万3,000円で、歳入総額の1.6%を占めております。

また、国庫支出金は2億6,975万7,000円で歳入総額の28%、府支出金は372万4,000円で歳入総額の0.4%を占めております。

次に歳出では、議会費は42万6,000円、総務費は3,763万1,000円、 衛生費は9億817万5,000円、商工費は1,461万6,000円、予備費は1 15万2,000円をそれぞれ計上いたしております。その内、衛生費で予算総額全体の95%を占めております。

以上、令和2年度一般会計予算の概要を申し上げまして提案説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますのでよろしく御審議の上、 御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが補足の説明を求めます。 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第5号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、 前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に補足説明を申し上げます。

それでは歳出から説明申し上げますので、予算書の9ページから17ページに及んで

おりますけれども、歳出の説明につきましては、別添の令和2年度予算附属資料におきまして経費ごとに詳しい内訳などを記載しておりますので、この附属資料で説明をさせていただきます。

それでは、予算附属資料の3ページをお願いいたします。

まず、予算附属資料3ページ、一番上の行から、議会費、議会費、議会費の議会運営 経費といたしまして、前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。

次に、4ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営経費といたしまして、28万円の計上でございます。

右側5ページの総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして3,514万2,000円の計上でございます。これは組合事務の一般事務経費でございますが、常勤職員3人と先ほどの会計年度任用職員1人の計4人分の人件費、こちらのほうに計上させていただいておりますほか備品購入費や財務会計ソフト借上料等を計上いたしております。

次にめくっていただきまして6ページ、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館 管理運営経費といたしまして、214万9,000円の計上でございます。

これは会館の維持管理費でございます。

次に右側7ページ、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費につきましては、前年度と同額の3万2,000円の計上でございます。

めくっていただきまして8ページ、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費、これも前年度と同額の2万8,000円の計上でございます。

右側9ページ、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして1,117万6,000円の計上でございます。

これは本来、一般会計で経理すべき経費を特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を一般会計から繰り出しするものでございまして、前年度より132万円の減額でございます。

次にめくっていただきまして10ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、5,992万3,000円の計上でございます。

これは前年度と比較しますと、し尿では385キロリットルの減、4,675キロリットルの搬入を見込みまして、前年度より442万2,000円の減額でございます。

右側11ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運転経費といたしまして、 1億6,111万5,000円の計上でございまして、前年度より310万9,000 円の減額となっております。

これは大谷処理場の運営にかかる経費でございますが、特に経年維持補修経費の内容につきましては、令和元年度から2年度に実施しております基幹的設備改良事業に伴い

まして整備する条件を基幹的設備改良工事後も引き続き使用する機器として最小限の補 修工事に留めました。なお、令和2年5月から基幹的改良工事も本格的に実施されるこ とから、改良工事に伴う施設管理の人件費、電気代等を新たに計上いたしました。

事業内容の欄をごらんください。

基幹的改良工事に伴いまして、令和2年10月から焼却炉の廃止に伴いまして、脱水 汚泥及し渣を場外搬出し、伊賀市の三重中央開発株式会社の施設におきまして、脱水汚 泥は堆肥化、し渣は焼却処分する予定でその経費を新規計上しております。

また、施設設置から19年を迎え、突発的な故障の発生に備えますため、緊急時対応 予備分としまして500万円を予備的に計上しております。

次に12ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場大規模改修経費といたしまして、6億7,596万1,000円の計上で、前年度より4億8,989万円の大幅な増額となっております。特定財源といたしまして、国の循環型社会形成推進交付金を2億6,975万7,000円を見込んでおります。

大谷処理場基幹的設備改良工事につきましては、令和元年度から2年度の2か年で予定しておりまして、工事工程表は本日お配りのA3の資料のとおりでございますが、令和3年3月の完成を目指し工事を進めます。工事の概要につきましては、こちらの事業内容のとおりでございますが、工事請負費に基幹的設備改良工事といたしまして6億6,880万円、施工監理委託料といたしまして716万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

恐れ入ります、ここで資料集の15ページをお願いいたします。

資料集15ページのところに、大谷処理場基幹的設備改良事業費といたしまして、平成30年度から令和2年度までの3か年の総事業費を記載しております。3か年の総事業費は、①の事業費欄をごらんください。8億5,344万1,000円となってございます。

また、平成30年度には基幹的設備改良工事発注仕様書作成等業務委託料といたしまして561万6,000円が実績でございます。また、令和元年度の工事は先ほどの補正予算にもありましたが、総事業費の約20%でございまして、支払額ベースで1億7,186万4,000円、うち循環型社会形成推進交付金が5,896万3,000円、一般財源にございます各市町村からの分担金、1億1,290万1,000円でございます。また、令和2年度のほうでございますが、工事は総事業費の約80%でございまして、6億7,596万1,000円で、うち循環型社会形成推進交付金が2億6,975万7,000円で、一般財源の各市町村の分担金が4億608万4,000円となるものでございます。

次に1枚めくっていただきまして、16ページには、先ほど申しました一般財源分で

あります市町村の分担金、こちらを令和元年分と令和2年度分でそれぞれ記載させていただいております。令和元年度と2年度の2か年で5億1,898万5,000円、これが市町村分担金額となるものでございます。それぞれ市町村ごとに負担をいただくものでありまして、この負担割合につきましては分担金条例に基づきまして平成13年度からの搬入量で御負担をいただくもので、令和元年度分は先ほど補正予算で説明しましたが、根拠数値は令和元年12月までの実績量、そして令和2年度分の根拠数値は、現在は仮の数値で置いておりますが、令和元年12月までの数値で置いておりますから、最終的には令和2年12月までの実績数値に置きかえて最終的に精算する予定で、この総額は変わりませんが市町村の内訳は変わるということで、この令和2年度の額につきましては、今回の令和2年度当初予算に計上している額と同じになっております。

それでは済みません、また予算の附属資料のほうへ戻っていただきまして、13ページでございます。

13ページのほうでは、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,461万6,000円の計上でございます。

これは、センター運営のさらなる充実を目指しましてPRのための啓発資材を初め、 今後の安定的なセンター運営に向けた対応や消費者被害の未然防止等の消費者教育・啓 発事業など、「京都府消費者行政活性化事業費補助金」を活用し、引き続き取り組むた め、前年度より183万6,000円の増額となっております。

この増加の主な理由でございますが、先ほどの条例にもありました、消費生活相談員の会計年度任用職員制度の移行によります人件費等の増が主な要因となってございます。

また、消費生活センターは、平成22年3月1日に設置し、これまで消費生活をめぐるさまざまなトラブルや悪質商法等について高齢者を初め幅広い年齢層の住民の皆様からの多くの相談が寄せられておりますが、質の高い相談サービスを維持提供していくためには消費生活相談体制の強化はもとより、令和2年度は設置後ちょうど10年という節目の年に当たりますので、さらに消費生活センターが身近にあることを知っていただく機会にするために、10周年記念の消費生活フォーラムの開催も予定しているところでございます。

ここですみません、恐れ入りますけど資料集のほうをまた見ていただきまして最後のページ、49ページに国の資料ですが、地方消費者行政強化交付金の概略を添付させていただいております。

当センターにおきましても、令和2年度も、国の地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政強化事業補助率2分の1の事業のメニューであります(2)の国の制度改正に対応した重要消費者政策のうちの2つ目、2022年4月の成年年齢引き下げに向けた若年者への消費者教育の推進、こちらに取り組んでおりまして、重点事業といたしまし

ては、エシカル消費の普及・促進を初めとするSDGsへの対応等について引き続き、 各市町、広域連合教育委員会や各小学校・中学校・高等学校等と連携して取り組む予定 としております。

なお、資料集の19ページ、20ページに令和2年度の消費生活センター事業概要を 記載しておりますので、こちらのほう後ほどごらんいただきたいと思っております。

恐れ入りますが、予算附属資料の14ページに戻っていただきたいと思います。

予算附属資料の14ページ、こちらのほうは予備費でございます。

予備費に115万2,000円、こちらを加えまして、以上歳出合計で9億6,20 0万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は、予算書の6ページをお開き願います。

最初に、第1款、分断金及び負担金の第1項、分担金でございます。

分担金総額では、6億1,274万9,000円の計上、前年度と比較いたしまして、 2億7,622万1,000円、82.1%の大幅な増となってございます。

これは、先ほどから申し上げておりますとおり、大谷処理場基幹的改良工事にかかりますし尿処理(大規模改修経費)分担金に4億608万4,000円を計上、前年度より2億7,642万8,000円、213.2%の大幅な増となります。そのほか、広域圏で184万9,000円、休日応急診療所で1,858万7,000円、相楽会館で380万2,000円、大谷処理場の運営に係る分担金、し尿処理で1億6,404万1,000円、し尿処理特例分としまして8万3,000円、消費生活センターで1,830万3,000円をそれぞれ計上しております。

また、市町村ごとの分担金額につきましては、予算附属資料の18ページから27ページに算出資料をつけておりますので、こちらのほうは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、第2項、負担金につきましては、各市町村からの搬入されましたし尿の量に応じました、各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及などに伴いまして、し尿の搬入量が5,060キロリットルから4,675キロリットルと、385キロリットルも減少し、前年度より442万2,000円の減少となっております。

次に、第2款、使用料及び手数料に入りまして、第1項、使用料でございます。御承知のとおり、消費生活センターや休日応急診療所が相楽会館の1階に部分に入りましたために、相楽会館の貸室は2階の大ホールのみになっておりますが、施設の老朽化などに伴いまして利用が減少しておりますけれども、前年度同額の20万を見込んでいるところでございます。なお、資料集の17ページ、18ページには相楽会館の利用・収入状況を記載しておりますので、こちらのほうは後ほどごらんください。

7ページに移っていただきまして、第2項、手数料でございます。浄化槽汚泥投入手数料を、7,732キロリットル、1,546万3,000円を見込んでおります。また、2年に1回の浄化槽清掃等許可手数料を14万円計上しております。

なお、搬入量を8,951キロリットルから7,732キロリットル、1,219キロリットル減少する見込みでございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金につきましては、基幹的設備改良事業に伴う循環型社会形成交付金を2億6,975万7,000円を見込み、計上しております。

次に、第4款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金でございますけれども、令和2年度の補助金につきましては、平成30年度から令和2年までの3か年を事業期間とする事業としまして、学校消費者教育推進事業等に京都府の補助金を積極的に活用するため、前年度より23万3,000円増の372万4,00円を見込んでおります。

次に、第5款、繰越金は前年度と同額でございまして、8ページの第6款、諸収入も 含めまして、歳入総額9億6,200万円と見込むものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。

なお、そのほか関係いたします資料につきましては資料集として別にお配りをしておりますので、必要に応じましてごらんをいただきたいと思っています。

以上、早口になりましたけれども、議案第5号の補足説明とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

○議長以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

西山議員どうぞ。

○西山議員 まず、附属資料のほうがわかりやすいと思いますので、附属資料で行かせていただきます。

予算の附属資料です。

6ページ、相楽会館管理運営経費のところです。

御説明の中にもあったんですけれども、この間、老朽化という部分の大きな原因があって、貸館業務というところの部分が減ってきているということの上で、経費は一定かかっているということなんでしょうけれども、その一時、電気の取りかえという話があったときに、この特記事項のところに書いてありますように、「照明は舞台を中心に設定されているものであることを利用者にも理解していただくこと」ということなんですが、実際にはあそこは舞台の利用はできないと思っています。この組合議会でさえ利用できないんですね、手元が暗くて。で、こちらのほうへ来ている状態なんですけれども、

それは今後改善とかということを考えられているのかなというとこの部分です。私、貸館だけという話じゃなくて、先ほど申し上げたように、あそこは休日診療所が入っているかげんで、私、ちょうど年末にインフルエンザにかかって、それが土曜日に熱が出たものですから、日曜日に診察を初めてあそこを利用しました。わかっていたつもりだったんですけれども、待合室がないんです。理事者の方皆さん御存じだと思うんですけれども、奥で会議をされておられるあの廊下が、いわゆる待ち合いの人たちが並んでいる状態。私なんかは多分、インフルやと思いますということで申告したので、熱をはかって別室でと、奥の会議室にいたのですが、貸館ではなくても本体、そういう意味では、考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

そこの部分をちょっと。これは事務局が答えるのは難しいと思うんですが、どのようなことを考えていらっしゃるのかということです。

確かに先ほど言われたように、ホームページを開くとそういったコロナウイルスの感染者対策についてということで書いてありますけれども、本当に、今後どういうふうな対応ができるのか、今の状態で本当に働いていらっしゃる方、看護師さんも全部含めてですわ。本来だったら空気が入らないような形でしないといけないようなものが、あそこではできないということがありますし、今後の方向性としてどう考えていらっしゃるのかというところを検討して、そこの、いわゆる会館でいうと2階の舞台として利用できているのかというのと、休日応急診療所の部分ということになります。

この2つです。

今ちょっと気づいたのですが、先ほど御説明いただきました、資料集のほうの18ページ。ここに相楽会館の利用状況、収入状況が書いてあります。

選挙がある年は、結構あそこ、利用が多いと思うんですね。この、ばあっと見たときに、間違いなのか、違いがあるのかわからないのですが、8番のところ、7月16日、使用料種別のところが2分の1免除となっているんです。そのほか、選管で個人演説会というところの部分があるんですが、ここだけが2分の1免除となっている。細かいところなのですが、どういう違いがあるのか、単なる間違いなのか、そこを含めてお願いいたします。

あとは、この大谷処理場の部分なんですが、予算とかそういったことで私たちはわかるんですけれども、今後、できればどんな形がいいかわからないのですが、細かく進行 状況というか進捗状況というのを発信していただきたいと思っています。

大きなお金が動くときって、いろいろな市民の方、市民というか住んでらっしゃる方からしたらどうなってるんでしょうという質問とかもありますので、それがホームページで見れるのかどうか。今、大谷処理場の改築に当たって、もう少し細かくホームページとかで知らせていただけたらなというところは要望も含めて、それお願いいたします。

○議長 答弁求めます。

事務局長どうぞ。

○福田事務局長はい、議長。事務局長でございます。

3番の西山議員の御質問で、相楽会館の関係でございます。

冒頭、代表理事の報告にもありましたとおり、ことしの1月16日に広域圏事業の今後のあり方検討第1回を開催し、年度変わりまして4月に第2回を予定しておりまして、その検討内容の中に、事務組合の共同処理する事務全て、各市町村の認識を、見解を確認する作業を今しようと思っていますので、5市町村の考え方として、この相楽会館貸室の今後の継続、また、そういった廃止、それから休日応急診療所は継続していくんですけれども、相楽会館の1階で場所はいいのかとか、そういうことも幅広く5市町村の意見聴取を3月中にする予定にしておりますので、それらの、今の御質問の内容等につきましては答弁を待っていただきまして、次回議会でも報告ができるように準備を進めていきたいと思っております。

いずれにしましても、貸室の部分については現状、理事会の決定は大きな補修費はかけないで、そのまま貸館は運営していくということでやっておりますが、このあり方検討会の中では、築44年経過をした施設の老朽化の問題を今後真剣に考えていただく予定にはしておりますので、舞台等も今、御指摘のとおり、舞台には上がっていただけるんですけども、緞帳もありません。老朽化で大変御不便な利用状況にはなっていることは事実ですので、あり方検討会の中で十分検討し、次回議会にはちゃんとした答弁をできるように進めてまいりたいと思っております。

他はそれぞれ担当からさせていただきます。

- ○南山主査 8番、実は間違いでして、全額徴収の間違いです。
- ○議長 主査どうぞ。
- ○南山主査 先ほど、西山議員さんの18ページの8番のところですけれども、2分の1免除のところが間違えておりまして、全額徴収が正でございます。
- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 西山議員の大谷処理場の関係の進捗状況の情報を開示してはということ でございます。

現在は、ホームページ上で公表するというところまでは至っておりません。

といいますのも、6月に契約してから現在までは工場製作がメーンで実際にやっておるということで、年明けて2月から電気工事に入っていくということでございましたので、今後、形として見えてまいりますので、そういう部分につきましては、広く住民の方に知らせるような形でやっていきたいと思っております。

ただ、現在までは形になっているものはないんですけれども、それぞれの担当課長会

議並びに理事会のほうにはきっちりと報告をさせていただいて、情報共有をさせていただいておりますが、今、御指摘いただいたことについては私もこの川向かいのクリーンセンターさんですね、木津川市のクリーンセンターさん、ホームページでずっと見ておりまして、進捗状況を随時公表されておりますので、そういったこともある程度形ができてくれば、公表していきたいなというふうに思っておったところでございますので、その点につきましても、引き続き動いてまいりますと公表する形で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長 西山議員どうぞ。
- ○西山議員 はい。3つ目のところの部分、これまでは確かにそうなんですけど、駐車場とかそこの道路沿いのところでちょっと見えるようになってきたので、これがいいスタートかなと思いますので、そういうふうに新しくなりますとか、今こういう形で進んでいますというのをお知らせするということでお願いしたいと思います。

最初のほうの、会館の話です。電気とかは仕方がない、照明とかは仕方がないということで、すごく説明が、使う側から言うと矛盾するんですよね。舞台上の照明なのでとお伝えするけれども、舞台としては使えない、後で出てくるかもしれませんが、「相楽の文化のつどい」とかでもね、場所が借りれなくてといったときに、じゃあそこでということにはならないような舞台設計になっていますので、そういう意味では矛盾したような説明にならないような形で、できたらというか本来すべきだと思うので、そこの部分を指摘させていただきました。

事務局のほうでも既に全体としての共同処理事務ですか、あり方検討会の中でもそれも踏まえて考えていただけるということですが、この休日応急診療所、ちょうど最初の時点であそこに置くといったときに、私、多分、1人だけ反対したと思うんです。耐震とかいろいろな面で不安が残るというほかの議員の発言があって、本当にそこに置くべきなのかということがありました。でも、この間、すごく利用される人数もふえてきました。かつ、こういうような新型コロナとかそういう新しい病気がどんどんふえてくるであろうところに、廊下だけの待ち合いといったところも含めて、本当にしばらくあのままで行くんだったら違う、エアカーテンなんか言ったら無理なんですけども、何らかの形で医療関係者とも相談をして、対処すべき、とりあえずは対処すべきじゃないかなと思っています。そこの部分はいかが考えていらっしゃいますでしょうか。その何て言うんですかね、区切れるようなものがね。とりあえずはあるほうがいいんじゃないかなと。本当に待っている人たちに。座る場所がなくてもうというところ、ちょうど12月22日って、後で見ていただいたらわかるかもしれませんけど、すごく人数が多かった。小児科の子供たちも多かったし、大人も多かったし、インフルで来たそういう方も多かった。そんなときには本当に大変な場所になってしまっているなということを思いまし

た。それの答えが事務局が言っていただけるのかどうなのかがわからないですが。

- ○議長 事務局長どうぞ
- ○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。西山議員の再度の質問でございます。

休日診療所の場所として、相楽会館の1階部分はという話ですけども、インフルエンザのときは、座る場所もなくてしんどい、本当にもうしんどい患者さんが立ったまま待たれている状況は見ておりますし、スリッパが足らなくなることも多々ありまして、それとあと、感染されている方と感染されていない方を分離するということも建物的に難しい状況です。今は、一応スタッフを増員していただいている関係でそういうことも可能なんですけれども、熱がある方は自分の車で待っていただいて、番号が来れば携帯電話で呼び出すというようなことも、1人の事務員だったらできないことなんですけれども、2人体制をとっていただくことでそういうことも可能で、その辺は現場の職員で工夫しながらやっているところは事実です。インフルエンザの流行でもそういう状況がありますので、これが今後、国において、また山城南保健所の方針として、休日応急診療所でもそういったようなコロナ関係の患者さんも受けなくてはならないというようなことになってきますと、今の施設の状況では、施設面ではちょっと難しいのではないかなというふうに考えておりますので、そういった予期せぬ対応も含めた安全・安心な施設のあり方も含めて、検討会の中で十分事務局からも現場の意見を出しながらまとめていきたいと思っております。

いずれにしましても、国とか京都府の方針を待って、休日応急診療所のあり方といいますか、そういうコロナ対策も含めて方針を打ち出していきたいと思いますので、いずれにしましてもそういった方針が出たら休日応急診療所には運営委員会という会議もありますので、しっかりと対応して参りたいと考えております。以上です。

- ○議長 西山議員どうぞ。
- ○西山議員 私、確か、資料の中に、後から届いた資料で理事者の方、皆さんで要請 に行っていただいていると思うんですが、府とかのほうで、それはまあ、こういうコロ ナとか何かじゃなかったときだと思うんですけれども、今、事務局のほうからお答えい ただきましたけれども要望活動それには載ってはないと思いますけれども、できたら理 事者の考えとかがあれば教えていただきたいと思います。いかがですか。
- ○議長 代表理事どうぞ。
- ○杉浦代表理事 急に言われたので日にち忘れましたけども、ことし、いつやったか な。
- ○國子次長 12月24日。
- ○西山議員 24日。

- ○杉浦代表理事 12月26日。
- ○國子次長 24日です。
- ○杉浦代表理事 行ってますしこれからも行くつもりもしておりますので、一つ、そ こら辺は府にもしっかりと責任を持って行ってまいりたいと思います。以上です。
- ○議長 ほかに。宮崎議員どうぞ。
- ○宮崎議員 失礼します。附属資料の13ページの、消費生活センター運営経費ということでお伺いしたいと思います。この間、さまざまな啓発事業や、消費者教育、特に SDGsにつながるそういった充実に取り組みを進めていただくことはとてもよかった なと心から思っています。ありがとうございます。

そのところで、こういったさまざまな事業を展開されることで犯罪も未然防止に大き くつながっているんだなというふうに思っているんです。

そこで少し思ったことなんですけれども、本当に各市町村のところでイベントとかでもイベントとかに出られまして、ブースとかに啓発のティッシュを配られたりそういう活動も大切であるわけですけれども、そういったときに以前相楽の文化のつどいとかでもされていた寸劇であったりとか、京都府警とのそういった啓発事業ですね、そういうのも一緒に舞台でされたら、より効果的なんじゃないかなと思います。

先日行われました、相楽の文化を創るつどい、あのときでも、出演者の方々の演技でしたので、例えばそういったところも、この相楽郡広域事務組合のところが後援をやっておりますので、そういう機会を用いて未然防止につながるような寸劇だったり、府などと連携を取っていただいて何かそういうことができないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 ただいまの宮崎議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、今年度の「相楽の文化を創るつどい」につきましては、消費生活講座を取り入れなかったというような実態にしてございます。それは、開催時間が、団体数からいって、午後からになるのか、実行委員さんとの調整の中で今回は、令和元年度はとりやめたということでございますけれども、令和2年度につきましては、消費生活フォーラムを開催するという計画をしてございまして、そのときに京都府の消費生活安全センターと連携して、そういう寸劇になるのか落語になるのか、何になるかちょっとわからないですけれども、そういったことをやろうということで、今、調整中でございますので、令和2年度については、まずそこで一つさせていただきたいなと。

「文化を創るつどい」でそれをどうするのかというのは、来る3月12日にまた「文化のつどい」の反省会がございますので、そのときにその辺の話もさせていただいて、議論をしていただくございます。以上でございます。

- ○議長 宮崎議員どうぞ。
- ○宮崎議員 本当に、寸劇であったりとか、そういうのがわかりやすくて、とてもおもしろく皆さんにわかっていただけるいい取組だなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。また、おまつりなどイベントは、人が本当にたくさん集まってらっしゃいますので、そういった場も活用しながらますます活動を広げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長 ほかに。柚木議員どうぞ。
- ○柚木議員 相楽会館のことですが、スケジュールがわかり次第、また教えていただきたいなと思っている問題なんですけど、その前に、相楽会館についていろいろ複雑な状況や悩みがあると思うんです。先ほど補修費をかけないということでしばらく継続というふうなことをおっしゃったんでしたかね。

それで、例えば、照明のこととか、そういう附帯設備とかのことは辛抱するとしても、耐震ができていないということは致命的でありますね。だからする、どうこう言うんじゃないですけど、それを認識しておかんといけないです。だけども、各市町村でいろいろな設備を整えられる中で、会場とか利用が多くないということもありますし、対費用効果もうまく出てこないというような苦しさもあると思うんです。そういうことを含めて、診療所のことも含めて、今、設置されましたあり方検討会で審議してくださると思うのですが、その中に、相楽会館の設置運営というのが項目としてありました。それで、維持か建てかえか含めて検討されるかということと、どちらにしても大ざっぱなスケジュールでどんなことをいつ進められるかということがわかる範囲で教えていただきたいと思います。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 はい、議長。8番の柚木議員の御質問です。

相楽会館の運営管理のところでございますけれども、御指摘の耐震の関係は、現状しておりません。

過去にも検討会の中では耐震の対応ということで検討したことがございますけれども、現状から申し上げますと、昭和50年に建てられた建物で、今の新耐震は昭和56年に基準が決められておりますが、耐震基準前の建物であっても耐震診断はしていかなければならないということは思っておりますが、法的なことを申し上げますと、1,000平米以上、また、3階建て以上という建物がこういうのに該当しておりまして、相楽会館は実は895平米で、2階と一部3階というところで、法的にはそういう耐震をすぐにしなければならないということにはなっていないんですけれども、今までそういったことの理由でしてこなかったという事実があります。ですから、今回、あり方検討会の中で、ことしの10月までにある程度の方針を各市町村の考え方を現状と課題と今後の

方向性を、相楽会館についても、また休日診療所についても、消費生活センターについても聞きますので、相楽会館の貸室は、例えば不要であるが、休日診療所は1階部分で相楽会館で当面はやると、こういうことの決定になりましたら、少なくとも耐震診断をして、その診断結果を見て、どれだけの補強工事が必要なのか、補強工事の見積もりもとり、補強工事の金額と移転して新築で建てるとか、そういった設備の経費の比較も出しながら、少なくとも令和4年度の第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の期間中に、一定の方向づけをし、方向づけはある程度この10月にして、それから次の工事着手等も含めて、令和4年当たりには一定動き出せるようにやっていきたいと思います。そういうスケジュールで今、考えているところでございます。

- ○議長 柚木議員どうぞ。
- ○柚木議員 10月に大きな方向性をこう、大変なことだと思いますが、よろしくお願いします。
- ○福田事務局長 はい。
- ○議長ほかに。

これで質疑を終わります。

山本議員どうぞ。

○山本議員 1点確認をお願いします。附属資料の10ページです。

し尿の収集運搬経費の件ですが、一応これも以前から大分指摘はされているんですが、下水道の整備の進捗によって、どんどんし尿処理の搬入量が減ってきております。この中で、合特法の趣旨に基づいて、業者を、現在に効率化を、効率的に運営するという方向になっていますが、これはいつになれば合特法の趣旨に基づいて本当にされるのか。 長年このままでずっと運営してこられました。その点については、いかがですか。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 はい、議長。11番山本議員の御質問で、大谷処理場の収集運搬経費に絡めてでございますけれども、現在のし尿処理委託業者5社、そしてまた、浄化槽の清掃業者7社ありますけれども、それらの業者につきましては、この大谷処理場を管理運営する協同組合をつくっていただきまして、具体的には平成17年から現在、令和元年まで、計15年という長きに亘り、運転管理を随意契約で合理化事業の一環として、委託契約をしているのは事実でございまして、今年度、大谷処理場の規模を縮小しますので、現状7人の職員がおりますけれども、7人を何人にするか、どれだけ減らすかというところは提示していかなければならないとは思っております。施設を小さくしても7人を雇うということではないということですね。

ですから、例えば、今、7人を5人にしますと言ったときに、2人分が雇えないということになりますと、京都南部環境事業協同組合からの要望としては、その2人分は別

の業務を出してくださいよという具体的に要望書も出ているのは事実です。こういうことは、事務組合が窓口となって、15年前から取り組んでおりますが、引き続き、適切に対応はしていきたいと思っておりますから、いずれにしましても、合特法という法律がある以上、支援はしていかなければならないということでございますし、令和元年度も亀岡市に、5市町村担当者にバスで研修に行っていただきまして、亀岡市の状況も聞かさせていただいております。その前の年は、綾部市にも行かせていただいておりまして、研究は続けておりますので、当組合のほうにつきましても、業者の対応、事務組合が窓口となって関係する、下水道に取り組まれている木津川市や和東町や精華町も含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

いずれにしましても、合特法という法律がありますので、現状は規模を小さくして、 事業費も少なくはなりますが、大谷処理場の令和3年度以降の運転を、京都南部環境事 業協同組合には委託をしていきたいというふうな考え方を持っております。

ただし、雇う人件費なんかも少なくなりますので、その辺の部分については、広域事務組合以外の市町村の業務の提供を求めてこられておりますので、そこの分も含めて事務組合のほうで窓口となって対応していきたいと思っております。以上です。

- ○議長 山本議員どうぞ。
- ○山本議員 ただいま、御説明いただいてありがとうございます。

しかし、この組合に対して支援をしていく、また組合のほうで人員を削減して、規模を縮小しておられると言いますが、例えば一つのその組合の中に入っておられる企業、会社ですね、例えば収集車、2台あると。その2台の収集車は処理せずに2台のままで行かれると。それを1台にするのは、組合としてされるのですか、それともこちらから協同組合の中は構成している企業に対して収集車はこれほど要りませんので処分してくださいと、どういう形にされるんですかね。

どんどん規模を縮小して、合理化をしていかれるということですか、そもそも合特法では、企業を撤退していく、縮小だけではないと思うんですよ。組合で任せている。組合は、人員も縮小されているとは言いますが、それは合特法の趣旨から言いますと、いつまでたっても、ある程度は縮小しているということは、根本的な解決にはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 はい、議長。山本議員の再度の質問でございますけれども、いずれ にしましても、し尿の収集業者が5業者、それから浄化槽の清掃業者が7業者、その中 でどんどん、先ほどからも申し上げているように、下水道の進捗によって搬入量が減っ ておりますので、余剰人員、また余剰車両、出てくる可能性というのはありますし、現 状も予備車も含めてバキューム車の数としては全国的に見てもかなり多い。ここは減ら

していただくように企業努力をお願いしているのが現状ですけれども、大谷処理場の中間処理については協同組合という1つの会社で運営されていますけれども、収集はあくまで、くみ取りは5社、浄化槽は7社、それぞれの会社がエリアで仕事をされていますので、従業員それぞれ運転手と作業員を持っておられますので、そこの辺をもうちょっと1つの会社にしてもらうようなことは毎度契約の際には申し上げていますが、実態的にはそれができていないということですが、引き続き申し上げて、各業者さんの合理化もしっかりやってもらうよりは、こちらのほう代替業務としては支援をしておりますので、業者さんのほうもスリム化するようにしていただくように毎年、契約の際には言うておりますが、また引き続き、その辺は言うていきたいと思っております。

- ○議長 山本議員どうぞ。
- ○山本議員はい。委託をしているのは組合だと。
- ○福田事務局長 はい。
- ○山本議員 そして、運搬、収集業務をしておられるのは一企業。そうしたら、こちらは、一企業に対しては、会社の規模を小さくせよ、例えば、バキューム車を減らせとかそういうことは直接にできないということならば、もう少しこれから、例えばパッケージとして、全て組合に委託する、収集も。もしくは、1社、1社広域からお願いするというシミュレーションをつくって、果たしてこれからどちらのほうが経費節減なり、また参入される企業の方の経営に資するかとか、そういう点まで試算が必要ではないかという時期になってきていると思うんです。今のままで、これ、平成15年ですか、長くずっとやってこられているんですが、一向にこの合特法、本当に趣旨に基づいてされているという形は見受けられないです。ある程度シミュレーションもはっきりつくって、一旦示していただくのがよいかなと、このように考えておりますので、もう結構です、答弁。そのように、これから努力していただきたいと思います。
- ○議長ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長 ここで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを採決します。 この採決は起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第5号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算 についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案の理由の説明を求めます。

杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。 令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。 令和2年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和2年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,010万円といたしております。前年度比較では150万円、6.9%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は71万円、休日応急診療所収入は1,691万6,00 0円、繰入金は246万2,000円、繰越金は1万円、諸収入は2,000円をそれ ぞれ計上しております。

次に、歳出では、振興費でふるさと市町村圏振興事業関係経費として、本組合の情報 を積極的に発信するための「ホームページ管理運営」及び「お茶の京都」事業に対する 交付金事業に係る経費として317万4,000円を計上しております。

次に、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,692万6,000円を計上しております。

以上、令和2年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、 御可決賜りますようにお願い申し上げます。

- ○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第6号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算 につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計におきましても、一般会計と同じく、予算附属資料をもちまして、歳出から

説明申し上げますので、予算附属資料の15ページをお開き願いたいと思います。

予算書のほうは8ページでございます。

それでは、予算附属資料の15ページ、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏 振興事業経費といたしまして、317万4,000円の計上でございます。

前年度同様にホームページの管理運営経費としまして17万4,000円と「第3次相楽地区ふるさと市町村計画」に基づいて実施をいたします「お茶の京都」事業に対しまして、5市町村への交付金300万円を予算計上するものでございます。

その他、予算は計上しておりませんが、「第28回相楽の文化を創るつどい」の開催 を予定しているところでございます。

次に、右側の16ページ、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしましては、1,679万5,000円の計上でございます。

令和2年度は、日曜日・祝祭日、年末年始、年間70日間の診療日で会計年度任用職員の報酬、医師の報償費、医薬材料費、医師会への委託料などを例年並みに予算計上させていただいております。

次に、17ページへ移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日診療所費予備費の 診療所運営での予備費でございます。診療所運営の予備費といたしまして、13万1, 000円の計上でございます。

以上、歳出合計で2,010万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の6ページをお願いいたします。

予算書6ページの、第1款、財産収入につきましては、71万円を計上しております。 説明欄に記載のとおり、基金7億円は、平成31年3月29日から令和4年3月29 日までの3か年の定期預金として、JA京都やましろ農協木津支店の定期預金、利率0. 145%で預託しております。1年目、2年目は、中間利払率が70%となりまして、 101万5,000円の7割の71万円を見込んでおります。

次の第2款、休日応急診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、これまでの実績を勘案しまして、確実な収入見込みといたしまして、1日当たり10人、1人当たり8,200円、70日間、574万円で計上しているものでございます。

第2項の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり、1,11 7万6,000円の計上でございます。

第3款、繰入金ですが、ふるさと市町村圏事業の推進のために、246万2,000 円を計上しております。

7ページに移っていただきまして、第4款、繰越金は1万円を見込み、第5款、諸収入につきましても、前年度と同じ内容でございます。

以上、歳入合計で、2,010万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の概要でございます。

なお、資料集の35ページに、「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の計画期間であります平成30年度から令和4年度までの5か年の事業計画案を、36ページから39ページに、「第27回相楽の文化を創るつどい」、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金の市町村への交付金額を添付しておりますので、こちらのほうもあわせてごらんをいただきたいと思います。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。山本議員どうぞ。

○山本議員 1点確認したいと思います。

附属資料の15ページ、ふるさと市町村圏振興事業の件なのですが、ただいま「文化を創るつどい」は第28回、予算計上はなしということで説明をいただきましたが、一応、26回と27回で開催形態が変わっていると思います。その中で、今回この予算計上なしということで、果たしてこの、「相楽の文化を創るつどい」というタイトル、これでやっているのに予算計上なしでいいのかどうかというのが疑問に思うのですが、その点いかがでしょうか。

- ○議長 次長どうぞ。
- ○國子次長 ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

「相楽の文化を創るつどい」の補助金につきましては、先ほど議員御指摘のとおりですね、第26回は、本組合から補助金を交付し、27回以降は補助金は交付していないということで、28回目についても同様の考え方であるということでございます。

過去には、本組合が直営で実施してきた時期もございますし、平成10年度からは実行委員会形式で実行委員の皆さんに対して、主体的にやっていただくということで、補助金を交付してやってきた経過がございました。

一定、その辺で各実行委員さんのほうでやっていけるというような状況になったら、 1つの契機といたしまして補助金のほうはなくした時期もありましたし、また、第3次 のふるさと市町村計画の策定とあわせて交付要綱を制定して、交付していこうというよ うな取り組みを単年度ではございますが、30年度には実施したという経過がございま す。

それ以降につきましては、ちょうど昨年のこの時期の議会でも各議員さんのほうから 御指摘もございましたけれども、基本的にはそれぞれの市町村において、そういう文化 協会があったりいろいろな場で活躍されている方々がそれぞれ集まっていただいて相楽 という冠をつけて発表の場を設けていただいているということでございます。

よく事例に出しますのが、相楽合唱祭という団体。これも現在の5市町村の合唱のサークルが運営されているということで、本組合がその団体に対しても後援をしておりますけども、交付金は出していないということで、いろいろな運営の形態はございますけれども、「相楽の文化を創るつどい」につきましては、本組合として事務的なかかわりをするということで進めていきたいということで、現在は、もう補助金のほうは交付していないというところでございます。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長はい、議長。事務局長でございます。補足させていただきます。

第3次相楽地区ふるさと市町村計画が令和4年までありまして、それまでは文化のつどいは続けていくという計画は持っております。ちょうど令和4年度が第30回という大きな節目のときでありまして、それまでは事務組合の計画の中で位置づけておりますので、補助金を出す、出さないとは別に、事業としてはやっていくという方針であります。

今年度の27回の部分につきましても、実行委員会のほうで出演料としまして、一団体4,500円出して、12団体で5万4,000円、それから京都府の文化芸術振興発信事業の補助金を6万2,000円を受けられ、さらには民間企業のKCN京都から5万円の協賛金、収入の部では16万6,000円という事業費の中で実施をしていただいた経過がございます。

また、支出の関係では、南山城村長にもお世話になり、やまなみホールを無料でお借りをしていただいたこと。これは南山城村の事業ではなく、南山城村も含んだ5市町村の共通課題を解決するための事業という位置づけの中で、村のほうも減免をしていただいている経過がございますので、そういったような工夫をしながら自主財源も出していただく中で、28回も、事務組合の予算はゼロでございますけれども、全面的にバックアップ、事務的支援を行う中でしっかりとかかわりを持ち、京都府の文化芸術振興発信事業補助金は、実は市町村が入っていないと申請できないというふうな制限がございますので、事務組合が事務局に入った中で、京都府の補助金も交付を申請しながら28回が無事に進められるように、また3月の会議でも事務局が入って提案をしていきたいと思っております。以上でございます。

- ○議長 山本議員どうぞ。
- ○山本議員 ありがとうございます。一応、5年計画によって令和4年まで承知しておりますが、一応これ、運営費というのは基金7億円の利息からこのふるさと圏の振興事業を行うということです。年々利息、利率は下がってきております。運営経費は年々減っていく中で、さまざまな事業をされるということは、確かに無理はあるとは思うん

ですが、一応、令和4年までこの「文化を創るつどい」をやられるということ、運営形態はどのようになるかはわかりませんがということですね。

そうしたら、令和4年までにやるにつけては、開催市町村にある程度負担をお願いするというか、開催を強く要望するという形で続けていかれるという理解でよろしいですか。

## ○議長 事務局長どうぞ

○福田事務局長はい、議長。事務局長でございます。

各市町村の御負担というような形では、間接的にはなっているかもしれませんが、それぞれの市町村、事務組合がやることですので、構成市町村という中で広域の事業もしっかりとバックアップをしていただいているのが事実ですので、その辺の減免規定等はそれぞれ市町村によって違いますが、実行委員会からすれば限られた予算の中で、また自主財源もことしであれば4,500円、一団体、出していただいておる中で、2万円も3万円もというふうなのはなかなか難しいというふうに聞いておりますから、どうしても使用料の安いホールを選ばざるを得ないということが現実問題ありますが、その辺はまた、どのホールでいつの時期にするかということにつきましても、また実行委員会がございますので、いろいろと前向きに進めていきたいと思っております。

## ○議長 ほかに。西山議員どうぞ。

○西山議員 今のに続けてになるんですけれども、この資料集のところにもこの組合 の規約というのが書いてあります。3条のところの2項のア、文化に関する事業で、こ れは言ったら今でしたら恐らく文化を創るつどい含めてになるのではないかなと、1番 目にそういう、こういう相楽の地で文化的なことをまとまってやろうというところの部 分だと思うんですね。一時やめてしまうという話になったときに、実行委員会形式でこ の間続いているというのが実態なんですけれども、京都というと、京都というだけで文 化的なあれがある中で、そういう意味ではこの事務局での、予算はしていないけれども 後援をして、使えるところは、そこので行ったら、この前でしたらやまなみホールを使 わせていただいて、出演した方もみんなすごいあのホールよかったよねと、こんなとこ ろ普通では出られないよねという言葉をおっしゃっていました。もっともっと、だから こそ、広げるような気持ちで進めたほうがいいんじゃないかなと私はそう思っているん ですね。予算的にはこの間ずっと計上がないような、一時あったけど後で減額されたり とかというのはあるんですけれども、考え方としては意味合いを考えていただきたいと は思います。「お茶の京都」というのがあるから、そこへは二、三年連続で何百万とい って払っているよりも実態は、実態はじゃないわ、この文化のつどいなんかは言ってる 間に30回、ずっと重ねてきているものですから、少なくとも予算を組んだりとかとい うことで、していただきたいと思います。

さっき合唱祭の話をされましたけど、これは合唱だけじゃないんですよね。今回でも、 あれはどこのチームでした、和東と笠置でしたか、フラダンスで子供たちが出て本当に かわいらしい、そういうところの子供たちの発表もいろいろなところから見て楽しんで るという、何でもやめてしまうのは簡単ですけど、そういう意味では、最初に申し上げ たけど規約に対してどういう考え方でされているのかというのは、私は考えますので、 そこの方向性として、今、やりとりの中ではとりあえず令和4年まではみたいな話で、 この先は不確定みたいなことではありますけど、規約からしても文化的なというところ をどう考えていらっしゃるかを教えていただきたいです。

- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 はい、議長。3番西山議員の御質問です。

もちろん、規約第3条の1号から6号の業務につきましては、事務組合の責任において実施する事業ですので、市町村から権能が移管され、事務組合で実施する、そういう中で、1号、2号の部分については、第3次の計画に基づくアからケの事業ということで、ここ数年、特に消費生活センターを取り組みました平成22年度、また休日診療所を取り組みました平成24年度以降は、市町村の共通的な事業を事務組合で取り組んでいた経過がございまして、理事会の中では(2)の工を除きます事業は縮小でという方針の中で取り組んでいるのは事実でございますので、この辺の規約を変更する、中身を変えていくということになりますと、事務組合議会というよりも市町村議会の議決を経て、京都府知事の許可を求めていかなければなりませんし、今の実態が規約にあるのに取り組めていないということは認識をしておりますが、一部、全ては取り組めていないことは認識しておりますけれども、その辺の整理につきましても何度も申し上げますが、あり方検討会の中の課題とさせていただいておりますので、しばらくその報告書をお待ちいただけたらと思います。以上でございます。

- ○議長 ほかに、廣尾議員どうぞ。
- ○廣尾議員 12番廣尾です。

文化のつどい、昨日、やまなみホールでありましたけど、私参加させてもろて、一つ感じたことは、言ったら、出演者は非常に頑張ってやってくれますけど、その出演者の中からお客さんが少ないということで、議員の人も知っている人もいはるし、知らん人もいはる。そやから、この相楽の議員の人全員に何らかの通達ですね、そんなんで送ってもろたら。ただパンフレットだけぱっと入れとくっちゅうだけやなしに、こういうことを取り組んでいますよと、そしてどういう人が出演しますよという、そういうやつも入れて、広域だけやなしに議員としてそういうとこへ参加するのも一つの義務やと思いますので、そういうことも参加できるように、また記していただいて、ほんで、どうしても用事がある人はそらしゃあないと思いますけど、徹底をしていただいたほうが、出

演者のほうから少ないという声が出てましたので、そういうことも踏まえて、今後はよ ろしくお願いしたいと思いますので、広く集めていただくような感じでできませんかね。

- ○議長 代表理事どうぞ。
- ○杉浦代表理事 私は今まで議会のほうに向いていましたので、ようわかっているつもりです。しかし、今度ともその啓発活動は努めていきたいなとはそのとおりです。思っていますけれども、けれども。議員の皆さんで行ってないんですよ。相楽広域事務組合で、議員さんでも参加されていないのが多いんです。私はそれだけは申し上げておきます。以上です。
- ○議長 廣尾議員どうぞ。
- ○廣尾議員 今後はね、私もこの前行きましたけども、今後は努めていきたいと思いますねんどけ、全議員がわかりやすいようにまた出していただきましたらまた私議長として、議員の人に呼びかけますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。
- ○議長 事務局長どうぞ。
- ○福田事務局長 事務局長でございます。

12番廣尾議員の御質問、大変前向きな御意見ですので、また実行委員会にしっかりと報告してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長ほかに。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを 採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、議案第6号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを原案にとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。 本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様の今後のますますの御健勝と御活躍を祈念願います。

大変御苦労さまでした。

(午後4時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 三原 和久

会 議 録 署 名 議 員 大倉 博